

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	7,000,000
計	7,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） （平成17年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成17年12月21日）	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	4,240,880.38	4,240,880.38	東京証券取引所 （市場第一部）	—
計	4,240,880.38	4,240,880.38	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成17年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成14年6月25日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	9,431(注)1	5,454(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,431	5,454
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 368,596 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成14年10月1日 至 平成18年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368,596 資本組入額 184,298	同左
新株予約権の行使の条件(注)3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 権利行使時においても当社または当社の子会社・関連会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役または従業員であること。 2. 権利を与えられた者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヶ月以内(但し、新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。 3. 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合は、1及び2と異なる条件で権利を行使することができる。 4. この他の条件は、当社第18期定時株主総会決議及び平成14年8月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左

② 平成15年6月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,800(注)1	1,665(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,800	1,665
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 598,400 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成15年10月1日 至 平成18年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 598,400 資本組入額 299,200	同左
新株予約権の行使の条件(注)3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 権利行使時においても当社又は当社の子会社・関連会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であること。 2. 権利を与えられた者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヶ月以内(但し、新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。 3. 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合は、1及び2と異なる条件で権利を行使することができる。 4. この他の条件は、当社第19期定時株主総会決議及び平成15年7月31日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左

③ 平成16年6月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	905(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	905	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 655,653 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年10月1日 至 平成18年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 655,653 資本組入額 327,827	同左
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 権利行使時においても当社又は当社の子会社・関連会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であること。 2. 権利を与えられた者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヶ月以内(但し、新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。 3. 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合は、1及び2と異なる条件で権利を行使することができる。 4. この他の条件は、当社第20期定時株主総会決議及び平成16年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左

④ 平成17年6月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	530(注)1	477(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	530	477
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 566,940 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年10月3日 至 平成18年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 566,940 資本組入額 283,470	同左
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 権利行使時においても当社又は当社の関係会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であること。 2. 権利を与えられた者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヶ月以内(但し、新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。 3. 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合は、1及び2と異なる条件で権利を行使することができる。 4. この他の条件は、当社第21期定時株主総会決議及び平成17年7月25日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 平成16年6月24日の定時株主総会において、新株予約権の行使の条件を一部変更し、記載のとおりとなっております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年4月1日～ 平成17年9月30日	—	4,240,880.38	—	141,851	—	304,189

(4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
京セラ株式会社	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6	572,675.87	13.50
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1	497,425.23	11.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	246,237.00	5.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	239,681.00	5.65
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	106,414.00	2.50
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	80,804.00	1.90
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	73,801.00	1.74
郵政共済組合	東京都千代田区霞が関2丁目1-2	72,641.45	1.71
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	56,340.55	1.32
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	40,186.00	0.94
計	—	1,986,206.10	46.83

(注) 上記のほか、自己株式が62,333.72株あります。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 62,333	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,168,827	4,168,827	—
端株	普通株式 9,720.38	—	—
発行済株式総数	4,240,880.38	—	—
総株主の議決権	—	4,168,827	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が274株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数274個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿 二丁目3番2号	62,333	—	62,333	1.46
計	—	62,333	—	62,333	1.46

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっているものの、実質的に所有していない株式が2株 (議決権の数2個) あります。なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (千円)	536	511	518	557	609	656
最低 (千円)	479	483	492	508	564	587

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。